

〈紹介〉

‘水俣病特別措置法’における立法目的と その実現手段の関係について（上）

— 同法の憲法適合性の考察のための1個の資料として —

松田健児

目次

1. はじめに
 - 1.1 水俣病特措法における加害企業への特権付与と被害者の権利の制限
 - 1.2 水俣病特措法の憲法適合性問題
 - 1.3 本稿の目的 — 水俣病特措法の立法目的と手段の関係を明らかにすること
2. 水俣病特措法における立法目的とその目的の実現手段
 - 2.1 立法目的
 - 2.1.1 ‘水俣病被害者’の‘救済’内容 — 金銭的補償に限定されていること
 - 2.1.2 ‘水俣病問題の解決’の内容
 - 2.2 立法目的の実現手段
 - 2.2.1 直接的手段 — いわゆる、分社化：「経営形態の見直し」
 - 2.2.2 間接的手段 — 債権者の許容行為取消権行使の制限
3. 憲法13条違反の成立判断に関して前提となることがらで規定されているか
 - 3.1 補償会社の解散と清算の結了による自動的消滅は規定されているか。
 - 3.2 事業会社の水俣病被害の補償責任は規定されているか。
 - 3.3 被害患者が、加齢により進行する水俣病被害の重症化と深刻化によって人間らしい生活を営むことを不可能にされたまま放置される規定となっているか。

（以上、本号。以下、次号）
4. 憲法13条違反の成立判断に係ることがらに関連する政府権限に関する規定
 - 4.1 補償会社の解散と清算の結了に係る政府権限に関する規定
 - 4.2 事業会社の水俣病被害の補償責任に係る政府権限に関する規定
 - 4.3 加齢により進行する水俣病被害の重症化と深刻化による被害患者の人間らしい生活の営みの困難性の増大に取り組む政府権限に関する規定
5. 立法目的と立法目的の実現手段の関係と被害者の補償を受ける権利の保護
 - 5.1 水俣病特措法における立法目的と目的の実現手段との関係
 - 5.2 水俣病特措法における被害者の補償を受ける権利の保護
6. 結びに替えて — 水俣病特措法の制定理由の考慮の重要性

1. はじめに

1.1 水俣病特措法における加害企業への特権付与と被害者の権利の制限

国会は、171回（常会）において、平成16年の水俣病関西訴訟における最高裁判決以降の5年間で既に3万人を越える人々が新たに健康被害を訴えている状況を解決するために、超党派の議員立法により、「公害健康被害補償法等に関する法律上の判断基準を満たさないものの救済を必要とする」者を「水俣病被害者」として「救済」し、「水俣病問題の最終解決」を実現することを立法目的として「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号。平成21年7月15日公布、同日施行。）」を制定した（以下、「水俣病特措法」という）。

水俣病特措法は、国民一般や全ての企業に適用されるのではなく、水俣病事件の加害者および被害者に適用があるに過ぎない個別法である。同特措法は、一方において、その立法目的の実現に「必要な補償」を確保するための原資を水俣病の加害企業が捻出するための手段として、事業譲渡や会社分割に関連する民法、会社法や税法等の一般法の適用を受けないで補償会社と事業会社に分社化の特権を水俣病の加害企業のみに対して付与する、「経営形態の見直しに係る措置」を規定している。また、他方において、加害企業の債権者に対してのみ、上記分社化に関して許害行為取消権を行使する権利を剝奪し、被害患者が債権者として行使できる民法上の権利を制限する規定を置いている。

1.2 水俣病特措法の憲法適合性問題

従って、水俣病特措法には、同法をその立法目的と立法目的の実現手段の關係の観点から観察するならば、許害行為取消権行使の制限という手段が立法目的の実現にとって合理的な権利制限となっているか、否かの問題が存在していることが明らかである。そして、この加害企業の債権者の権利制限の合理性問題は、その権利制限が憲法上の基本権に触れるとき、同法の憲法適合性問題を惹起する。こうして、水俣病特措法における分社化規定の違憲性が指摘されることになるのである。

実際、本特措法が憲法適合性を欠如している旨の指摘は、僅かながら存在している。例えば、富樫貞夫教授は次のように説述している。すなわち、「原因企

業として補償責任を負うべきチッソは遠からず消滅する運命にあり、チッソとともに被害者に対する補償責任も消滅する。このような倒産処理によって水俣病被害者の正当な権利が保護されず、その生存さえ危うくされるとすれば、憲法 13 条が補償する生命・自由・幸福追求権が侵害されることになる」（「チッソの倒産処理と補償責任のゆくえ」（『環境と公害』39 卷 2 号 12 頁））。富樫教授の本特措法は憲法 13 条違反である旨の指摘には、本特措法の規定内容について幾つかの前提が存在する。すなわち、1）原因企業チッソは、本特措法によって消滅する運命にあること、すなわち、本特措法は、補償の確保のための原資を捻出するために特定目的会社化した補償会社チッソが、会社の解散と清算の終了により法人格を消滅させることを許容する法律であること、2）本特措法は、補償会社チッソの消滅後、チッソから全事業を承継した事業会社である新会社が、補償協定に基づく継続補償受給者であれ、公害健康被害補償法による認定患者であれ、あるいは潜在的被害患者であれ、被害者が補償を必要とするときに、被害者に対する補償責任を負わないことを許容する法律であること、さらに 3）本特措法は、補償会社となった加害企業が消滅し、その消滅と共に、補償会社から全事業を譲受した事業会社が、水俣病被害の補償責任を免れるとき、被害者の生活が加齢と共に悪化し、障害の程度によっては、人間らしい日常生活を営むことが出来ない状態に陥る可能性が生じることを放置する法律であること、が前提されている、と言って良いように思われる。

筆者も、水俣病特措法における詐害行為取消権の適用除外規定が裁判を受ける権利を保障する憲法 32 条に違反している可能性を指摘した（熊日日新聞「水俣病特別措置法案について」（平成 21 年 4 月 3 日））が、富樫教授によって指摘されているように、本特措法の憲法適合性問題において取り上げられるべき最も重要な問題は、憲法 13 条によって保障される、立法その他の国政において必要な、個人の最大の尊重および個人の生命、自由及び幸福追求に対する権利の最大の尊重が、国会による水俣病特措法における加害企業の分社化に関連する立法行為および政府による同法の解釈、適用や運用における行政行為において行なわれているか、あるいは、行なわれるか、否かであろう。

また、憲法 13 条は、同条が保障する基本権は公共の福祉のために制約される場合があることを規定している。従って、本特措法の憲法 13 条適合性の有無の

問題の検討においては、被害患者である債権者の権利の制限が同特措法の立法目的である‘水俣病被害者の救済’および‘水俣病問題の最終解決’のための補償を確保するために正当化される場合においても、さらに、本特措法が規定する‘救済’や‘最終解決’の内容が公共の福祉あるいは公共の利益に該当するものであるか否かの問題が、考慮されなければならないことになる。

1.3 本稿の目的——水俣病特措法の立法目的と手段の関係を明らかにすること

そこで、本稿では、以下において、水俣病特措法の憲法13条適合性問題を考察するための準備作業として、また本特措法の憲法適合性問題が広く考察されるための1個の資料を提供するものとなるように、その立法目的とその目的実現の手段との関係を明らかにすることを目的とする。さらに、その関係を明らかにすることによって、本特措法が、水俣病の被害患者の補償を受ける権利、すなわち現時点での不法行為債権者の権利および潜在的患者の不法行為請求権の権利を如何なる仕方において保護しているか否かを、明らかに出来るよう、国会が初めて水俣病事件に介入した特別措置法の紹介を試みることにする。

以下の紹介は、上記の富樫教授の違憲性の指摘が本特措法の規定内容に関して前提している3個のことがら、換言すれば、水俣病特措法の立法目的の実現手段としての原因企業の債権者の権利制限（すなわち、詐欺行為取消権の被害患者からの剝奪）を憲法13条が保障する基本権の侵害に達しさせることがら、水俣病特措法に直接的、かつ明示的に規定されているか、あるいは、政府による本特措法の解釈、適用や運用によって達せられる恐れがあるかについて、十分な注意を払って行なうものとする。なお、本稿に記されている「被害患者」の語は、水俣病を発症し、水俣病を思い苦しんでいるすべての人々を意味するものとして使用されている。

2. 水俣病特措法における立法目的とその目的の実現手段

2.1 立法目的

本特措法の立法目的とその手段は、こう規定されている。すなわち、「第1条 この法律は、水俣病被害者を救済し、及び水俣病問題の最終解決をすることとし、救済措置の方針及び水俣病問題の解決に向けて行うべき取組を明らかにするとともに、これらに必要な補償の確保等のための事業者の経営形態の見直し

に係る措置等を定めることを目的とする。」特措法の立法目的は、「第1章総則」において「目的」を規定している第1条によれば、前文で定義されている‘水俣病被害者’（すなわち、「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判断条件を満たさないものの救済を必要とする方々」（前文5段落））の‘救済’と‘水俣病問題の解決’である。その立法目的の実現のための手段は「必要な補償の確保等のための事業者の経営形態の見直し」である。この手段の内容については2.2において後述する。

なお、水俣病特措法は‘救済’および‘水俣病問題の解決’の内容を具体的に規定するに先立って、第3条において、それらが実施される際の基本原則を規定している。すなわち、「第3条 この法律による救済及び水俣病問題の解決は、継続補償受給者等に対する補償が確実に行われること、救済を受けるべき人々があとう限りすべて救済されること及び関係事業者が救済に係る費用の負担について責任を果たすとともに地域経済に貢献することを確保することを旨として行われなければならない。」

第3条が定義する基本原則について、特に重要な点は、特措法の規定する‘救済’および‘解決’を実施する政府に対して、①継続補償受給者等（すなわち、特措法の第2条の定義によれば、「旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和四十四年法律第九十号）第三条第一項の認定を受けた者、補償法第四条第二項の認定を受けた者その他の関係事業者が排出したメチル水銀により健康被害を生じていると認められた者であつて関係事業者との間で当該健康被害に係る継続的な補償のための給付（以下「補償給付」という。）を受けることをその内容に含む協定その他の契約を締結している者。）に対する補償給付の確実な遂行を確保する責務、②可能な限り‘水俣病被害者’を‘救済’する責務、③‘救済’に必要な「一時金」の‘関係事業者’（すなわち、水俣病の原因企業であるチソ株式会社）による負担を確保する責務を負わせる規定となっていることである。上記②については、政府が、‘水俣病被害者’の判定のための検診体制や判定方法等に関して客観的に存在するマンパワー、検診施設や検診期間・検診時間の制限的要因を前提にして、消極的に可能性を見定めていくのか、あるいは、それらの客観的な制限要因を取り除く努力を払って、より積極的に‘救済’の可能性を追求していくのか、という政府の裁量如何によって、救済対

象の可能性の範囲は変動することになるであろう。上記③については、政府は、補償会社が保有する事業会社の株式の売却に時期や仕方について、株売却益が一時金の支払い総額を含む金額となるように、何らかの仕方において指導、監督する責務を負うことを含意するものであるように思われる。

2.1.1 ‘水俣病被害者’の‘救済’内容 — 金銭的補償に限定されていること

立法目的のうち、‘水俣病被害者’の‘救済’内容は、「第5条 救済措置の方針」および「第6条 水俣病被害者手帳」に規定されている。すなわち、第5条1項において、‘水俣病被害者’に該当する症状を有する者については、「過去に通常起り得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、かつ、四肢末梢優位の感覚障害を有する者及び全身性の感覚障害を有する者その他の四肢末梢優位の感覚障害を有する者に準ずる者」と定義されている。‘水俣病被害者’を早期に‘救済’するための措置内容は、「一時金、医療費及び医療手当ての支給」であり、金銭的補償に限定されている、ことが眼に入ってくる。‘救済措置’が金銭的補償に限定されていることは、水俣病被害者の加齢による症状の悪化や重症化、深刻化によって人間らしい生活を保障するものとして十分であるか、疑念を生じさせる点である。本特措法の憲法適合性を検討する際に重要な問題点となるものと思われる。

第5条2項は救済措置の方針に係る事項を規定しているが、特に、救済措置の対象から「公害健康被害補償法第4条第2項の認定の申請、訴訟の提起その他の救済措置以外の手段により水俣病に係る損害のてん補等を受けることを希望している者」を除外していることに注意を与えておく必要があると思われる。この規定は2004年最高裁判決以降において、水俣病の被害を新たに訴え出ている多数の人々を出来る限りにおいて本特措法による救済措置に導こうとする規定である。しかし、この規定は、憲法16条「何人も、損害の救済、…に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたために如何なる差別も受けない」、および憲法32条の裁判を受ける権利の保障に違反する可能性があるからである。また、「一時金、医療費、及び医療手当て」の支給額が規定されないで、政府の裁量に委ねられていることや‘関係事業者’（＝チッソ）は「一時金」のみを支給するが、一時金の支給については国・県の政府による貸付によって行われる場合があることが規定されていること（特措法第33条 救済措

置の実施等に必要なる支援を参照）に注意を与える必要がある。

2.1.2 ‘水俣病問題の解決’の内容

‘解決’される‘水俣病問題’とは何であるかは、本特措法においては定義されていない。「第3章」に‘水俣病問題の解決’に向けた‘取組’が規定されているに過ぎない。第3章は1個の条文、すなわち「第7条」からなる章であるが、以下のような規定が置かれている。すなわち、

「第七条 政府、関係県（補償法第四条第三項の政令で定める市を含む。第三項において同じ。）及び関係事業者は、相互に連携を図りながら、水俣病問題の解決に向けて次に掲げる事項に早期に取り組まなければならない。

- 一 救済措置を実施すること。
- 二 水俣病に係る補償法第4条第2項の認定等の申請に対する処分を促進すること。
- 三 水俣病に係る紛争を解決すること。
- 四 補償法に基づく水俣病に係る新規認定等を終了すること。

2 政府、関係県及び関係事業者は、早期にあたう限りの救済を果たす見地から、相互に連携して、救済措置の開始後3年以内を目的に救済措置の対象者を確定し、速やかに支給を行うよう努めなければならない。

3 政府及び関係県は、救済措置及び水俣病問題の解決に向けた取組の周知に努めるものとする。」

引用から明らかなように、第7条が規定する‘水俣病問題’とは、政府と加害企業にとって解決すべき行政上の課題や裁判の和解等の紛争解決であり、水俣病の被害者にとって重要な、生活保障や健康上の不安の解消あるいは地域再生のために必要な被害者と加害者間における人間関係の修復等の問題を取り扱うものではないことが明らかである。実は、被害者にとっての‘水俣病問題’は、本特措法の「第35条地域の振興」、「第36条 健康増進事業の実施等」及び「第37条 調査研究」に規定されている、と見て差し支えがない。したがって、水俣病特措法による‘水俣病問題の解決’が、7条に規定されている‘取組’についてのみ政府によって行なわれることになるならば、水俣病の被害者にとつ

での‘水俣病問題’の解決が不当に軽少な意義しか有しないものと扱われたことになるのではないだろうか。

こうした被害者にとって重要な意義を有する第35条～37条の規定内容の実現の責務を負っている政府・関係地方公共団体及び関係者（補償会社チッソと事業会社チッソを含む）が具体的な取組案を創出する努力を開始しないとすれば、それは、本特措法の前文にある法律制定の理由あるいは動機を省みない行為となるものと考慮できる。前文には、「これ [=水俣病被害者の救済] により、地域における紛争を終結させ、水俣病問題の最終解決を図り、環境を守り、安心して暮らしていける社会を実現すべく、この法律を制定する」と規定されて、環境の保護・保全と安心して日常生活を過ごすことができる地域社会の実現が法律制定の理由ないし動機であることが明示されているからである。

2.2 立法目的の実現手段

2.2.1 直接的手段——いわゆる、分社化：「経営形態の見直し」

立法目的の実現手段は、「第4章 公的支援を受けている関係事業者の経営形態の見直し」に規定されている。「関係事業者の経営形態の見直し」、すなわち、いわゆるチッソの補償会社と事業会社への分社化が水俣病特措法の立法目的である水俣病の被害者のための補償を確保する原資を捻出するために必要な手段であることは、第8条が規定する、特措法「第4章」の適用指定を受けるための要件（すなわち、①当該関係事業者が公的支援を受けていること、②当該関係事業者がその財産をもって債務を完済することができないこと、③当該関係事業者の経営形態の見直しが第5条5項の一時金の確実な支給を行うために必要があると認められること、④水俣病に係る補償を将来にわたり確保するために必要があると認められること）に明らかである。立法の手段としての「経営形態の見直し」の具体的な内容は、「第9条 事業再編計画」に規定されている。その核心は、1) 指定を受けた関係事業者（以下、「特定事業者」という）は、株式会社を設立し、当該株式会社が設立に際して発行する株式の総数を‘特定事業者’が引き受けること、2) ‘特定事業者’が、個別補償協定に係る債務、水俣病に係る損害賠償債務及び公的支援に係る借入金債務その他環境大臣が指定する債務に係るものを除き、その事業を1)の株式会社（以下「事業会社」という）に譲渡すること（以下「事業譲渡」という）、及び3) ‘特定事業者’が、

事業譲渡の対価として事業会社が新たに発行する株式を引き受けること、4）引き受けた株式の売却によって個別補償協定に係る債務、水俣病に係る損害賠償債務（現時点において提起されている訴訟事件の和解金を含む）及び公的支援に係る借入金債務その他環境大臣が指定する債務の支払いを行なうこと、である。

2.2.2 間接的手段 — 債権者の詐害行為取消権行使の制限

そして、さらに、本特措法は補償を目的とする特定目的会社化する‘特定事業者’（＝チッソ）から全事業を引き継ぎ事業会社化する新株式会社への事業譲渡に関して、2個の重要な特例措置を講じている。すなわち、水俣病特措法に従って認可される事業再編計画に基づいて行なわれる事業譲渡及びその他の行為に関しては、1）‘特定事業者’チッソは、会社法447条1項並びに467条1項1号、2号の規定に関わらず、株主総会の決議を要しないで、裁判所の許可を得て事業譲渡を行なうことができること（特措法第10条）、および2）詐害行為取消権（民法424条）と否認権（破産法160条と161条、民事再生法127条と127条の2、会社更生法86条と86条の2）の行使が除外されていること（特措法14条）、がそれらである。

これらの特例措置は、一般法によっては得られない特別な権限を水俣病の加害企業へ付与するものである。その特権付与の理由は特措法の法文には明示されていないが、事業譲渡を確実に遂行して、いわゆる分社化の完遂を確保することにある、と見て良いであろう。つまり、これらの特権が水俣病の被害患者の補償を確保する原資の捻出手段としての分社化の完遂の確保のために機能する限りにおいて、特権の加害企業への付与は、補償会社に水俣病の被害補償関連債務を残し、詐害行為取消権の適用を除外し、補償会社から独立した法人格を有する事業会社の事業資産を補償会社の債権者から切り離すことによって、好調な液晶素材事業によって年間の連結決算において約200億円の利益を上げている事業価値に見合った株式市場における評価に基づいて株式の売却益を増加させ、補償原資の増額による補償の確保の確実性の増大を見込めるものとなる可能性を生じさせるからである。

しかしながら、加害企業の被害者である債権者から見れば、詐害行為の取消権の適用除外は、補償会社が株式の売却益を補償原資に充当してもその債務超

過の状態を解消することが出来ずに、債権者の一般の利益が損なわれる状態が生じる場合には、債権者が事業会社の事業資産を債権弁済のための補償会社の責任財産として補償会社に回復させることを阻害するものとなってしまう。それゆえ、株式の売却益の総額によっては、被害患者の補償の確保は不確実なものとなる可能性が生じることになり、詐害行為取消権行使の制限は、被害患者にとっては、事業会社を水俣病の補償責任から完全に切り離し、‘水俣病被害者の救済’と‘水俣病問題の解決’のための補償の確保という立法目的を挫折させる機能を有するものと見られてしまうのである。

こうして、本特措法の立法目的の実現手段としての加害企業の「経営形態の見直し」には、「補償の確保」をより確実にする側面とそれを挫折させかねない側面とを併せ持つ民法上の権利の制限規定が存在していること、およびこの権利制限規定は、加害企業の原資捻出手段としての分社化の確実な遂行を担保する手段として規定されていることに、十分な注意を与えることは極めて重要である。詐害行為取消権行使の制限が持つ上述の2面性の何れが水俣病特措法の実施によって現れてくることになるかが、特措法における立法目的と手段の関係の合理性の有無を判断する上で決定的な意味を有している。

3. 憲法13条違反の成立判断に関して前提となることがらが規定されているか

3.1 補償会社の解散と清算の結了による自働的消滅が規定されているか。

補償会社の解散と清算の結了に関する規定は、水俣病特措法には存在していない。但し、同法14条に、破産法、民事再生法および、会社更生法の否認権の行使を制限する規定が置かれている点に照らしてみると、本特措法は、当然に、債務超過状態における会社の解散とそれに引き続く清算等の手続きが会社法等の一般法に規定されている手続きに従って行なわれうることを想定している、と言って良いであろう。しかしながら、本特措法が補償会社の解散と清算手続きに関する規定を欠如していることは、補償会社が一般法の適用を求めることによって、一般法上の解散と清算手続きによって自働的に消滅し得ることを許容していることを意味するものではない、ように思われる。むしろ、水俣病特措法は、この点に関する規定を欠如することによって、加害企業に補償

の確保のための原資を捻出させる法律として完結することによって、本特措法が目指す補償会社による債務の完済を確保する責務を負っている政府に対して、補償会社の解散・清算手続きに関する指導および監督の自由裁量を与えている、と考えることが出来るように思われるからである。

3.2 事業会社の水俣病被害の補償責任は規定されているか。

もし、本特措法における事業会社の設立が会社法上の株式会社を設立する新設分割によるものであるならば、補償会社化した加害企業の水俣病の被害患者である債権者は、債権者の異議を規定する会社法第810条③および新設分割の効力の発生を規定する同第764条②及び③によって、事業会社に対しても、補償会社が履行出来ない補償債務の履行を、事業会社が承継した事業資産の価額の限度内において請求することが出来る。しかし、本特措法に従って行なわれる事業譲渡は新会社設立後に行なわれるものであるため、上述の会社法上の債権者保護の規定は、被害患者の補償給付金の受給債権の保護のために適用することが出来ない（以上の会社法上の問題点については創価大学法科大学院・黒木松男教授にご教示頂いた）。このため、事業会社の水俣病の被害患者に対する補償責任は被害患者の金銭的補償の権利の保護の意味においては、本特措法には規定されていない、と言って差し支えない。

しかしながら、非金銭的補償の意味においては、事業会社の水俣病被害の補償責任が本特措法に規定されている、と見ることが出来る条項が存在している。その条項とは、「第36条 健康増進事業の実施等」である。第36条はこう規定している。すなわち、

「第36条 政府及び関係者は、指定地域及びその周辺の地域において、地域住民の健康の増進及び健康上の不安の解消を図るための事業、地域社会の絆の修復を図るための事業等に取り組むよう努めるものとする。

2 政府及び関係者は、関係事業者が排出したメチル水銀による環境汚染を将来にわたって防止するため、水質の汚濁の状況の監視の実施その他必要な措置を講ずるものとする。」

上記の「関係者」には補償会社も事業会社も含まれると解釈される。それゆえ、36条は、事業会社に対して、健康増進事業、健康上の不安の解消を図るた

めの事業および地域社会の修復を図るための事業等の立ち上げて、さらにそれらの事業の遂行による健康増進サービス、健康不安の解消サービスや加害者と被害者の対立を修復し被害者への差別を解消するためのサービス等を提供することによって、水俣病被害の補償責任を履行するよう求めている、と言って良いであろう。事業会社がこれらの当事者として関わることなしに、水俣病被害者にとって、水俣病被害の補償責任が完遂され、水俣病問題が解決された、とは言えないであろう、と思われる。第36条は、本特措法において事業会社が補償責任を承継しているか否かの問題を考慮し、水俣特措法の憲法適合性を検討する上で、誠に重要な規定である。

3.3 被害者が、加齢により進行する水俣病被害の重症化と深刻化によって人間らしい生活を営むことを不可能にされたまま放置される規定となっているか。

既に言及されているように、本特措法は、その大半は水俣病の被害のための補償金の支給のための原資を加害企業に捻出させる仕組みに関する規定であるといって差し支えない。しかし、特措法第35条～37条は非金銭的補償を規定して、被害者にとっての水俣病問題の解決の方策の基本的な構想を供与している。「第35条 地域の振興等」はこう規定している。すなわち、

「第35条 政府及び関係地方公共団体は、必要に応じ、特定事業者の事業所が所在する地域において事業会社が事業を継続すること等により地域の振興及び雇用の確保が図られるよう努めるものとする。」

また、「第37条 調査研究」はこう規定している。すなわち、

「第37条 政府は、指定地域及びその周辺の地域に居住していた者（水俣病が多発していた時期に胎児であった者を含む。以下「指定地域等居住者」という。）の健康に係る調査研究その他メチル水銀が人の健康に与える影響及びこれによる症状の高度な治療に関する調査研究を積極的かつ速やかに行い、その結果を公表するものとする。」

第35条は、被害者の雇用の確保によって生活保障を図るものであり、同条によって労働の場を創出する事業が行なわれることは何よりも被害者の生活の安心を増大させることにつながることであろう。また、第1水俣病が発生した地域では、メチル水銀による生態系の長期微量汚染による健康被害が懸念されて

いるが、生態系は人の生命・生活・生存の営みのための必須不可欠の場であるにもかかわらず、メチル水銀による慢性的な健康被害のリスクは不可視であるために、人々の健康被害への不安の解消は困難なものとなる。第37条は、そうした不安を解消するための調査・研究事業の遂行の責務を政府に課すことを明示した規定である。

上記の3個の条項が規定する各種の事業が、被害者の生命、生存、生活の展開のためのもろもろの営みにおける多様な必要物と必要性に適切に応答し、しかもそれらの応答が積極的に、迅速に、かつ継続的に遂行されていくことになるのであれば、水俣病特措法は、被害患者が加齢により進行する水俣病被害の重症化と深刻化によって人間らしい生活を営むことを、不可能にしたままに放置する立法となっている、とは言えないであろう、と考えられる。従って、第35条～37条の規定内容の具体化が政府の責任の下で被害者の要望が聴取されながら、加害企業の参画を以って遂行されていくことが出来るか否かの問題は、本特措法の立法目的とその立法目的の実現手段の相当性あるいは合理性の問題、および本特措法の憲法適合性問題を考慮するために極めて重要なことがらである、と見ることが出来る。

（未完）